

## 第5回 箕面市地域公共交通活性化協議会 会議録

### 1. 日 時

平成22年2月19日（金） 午後2時00分～午後4時00分

### 2. 場 所

箕面市役所 委員会室

### 3. 出席者

#### （会 長）

- ・箕面市副市長 奥山 勉

#### （副会長）

- ・箕面市政策総括監 伊藤哲夫
- ・大阪大学大学院工学研究科教授 新田保次

#### （監 事）

- ・街づくり支援センターみのお 清田栄紀
- ・箕面商工会議所総轄参与 松出末生

#### （委 員）

- ・大阪大学大学院工学研究科助教 猪井博登
- ・阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部長 上村正美
- ・阪急バス株式会社自動車事業部長 西山 哲
- ・阪急バス労働組合副執行委員長 勝 正雄
- ・みのおの交通を考える会 永田よう子
- ・自転車道ネットワーク公募市民 松木 亮
- ・共同企業体SSOK組合営業本部管理本部長 横山吉広
- ・東急不動産SCマネジメント株式会社箕面マーケットパークイテラ総支配人 滝川隆文  
（代理出席） マネージャー 友金 聡
- ・株式会社ビバーレコトビバーワルト 箕面船場統括マネージャー 米津秀春
- ・国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送） 安東完爾
- ・大阪府都市整備部交通道路室参事 柴崎啓二
- ・大阪府池田土木事務所維持管理課長 福森世志夫
- ・箕面市みどりまちづくり部長 山田 学
- ・箕面市教育委員会事務局教育次長 中井勝次
- ・箕面市市長政策室長 具田利男
- ・箕面市健康福祉部長 吉田 功
- ・箕面市地域創造部長 小泉正己

#### （欠 席）

- ・大阪大学大学院工学研究科准教授 松村暢彦
- ・分科会の副分科会長 加藤博一
- ・社団法人大阪タクシー協会常務理事 井田信雄
- ・学校法人大阪青山学園事務部経理課長 福田貴夫

- ・有限会社箕面自動車教習所取締役総務部長 桐村敏昭
- ・栗生第二住宅自治会長 田中 隆
- ・大阪船場繊維卸商団地協同組合専務理事 田村正喜
- ・国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画） 吉村靖弘
- ・国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課長 藤本昭彦
- ・大阪府箕面警察署交通課長 多々見淳一
- ・国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長 浪越祐介（オブザーバー）
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長 下谷富雄（オブザーバー）
- ・国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課専門官 松下浩二（オブザーバー）

以上、委員32名のうち22名出席、オブザーバー3名はいずれも欠席。

#### 4. 議 題

- (1) 市民意見の募集結果について
- (2) 連携計画の作成について
- (3) 総合事業計画の作成について
- (4) 平成21年度事業計画及び収支予算の変更について
- (5) 財務規程の改正について
- (6) 実証運行事業者契約手法の決定及びバス車両の確保について
- (7) 新たなバス車両のデザイン及び愛称の募集について
- (8) その他

#### 5. 議事要旨

- (1) 市民意見の募集結果について

【原案どおり承認する。】

【意見・質疑応答は次のとおり。】

○協議会、市としてそれぞれ責任を持って回答すべきことは整理されているか。

→パブリックコメントは市と協議会合同で実施している。市民意見の内容は、市と協議会に対するものと、2つの性格を持っている。このため、運行計画とは直接関係のない内容は、市としての考え方を回答している。

ただし、市民に対しては、分かりやすくするために、ひとつにまとめて回答を行っている。

○松寿荘の利用者に対しては、復路は無料券を配布するといった方法で運賃負担を軽減することを実証運行の中で行うことが出来ないのか。少なくとも、現在の利用者については、負担を軽減するということから、何らかの策を加味することが考えられるのではないか。実証運行の中で検討する機会を考えてほしい。

→松寿荘に限らず市内の公共施設への利用者に対する割引は、身体的移動制約者の割引と切り離して議論すべきであると考えている。

現時点において、身体的移動制約者として、70歳以上の高齢者や障害者の割引を導入するが、公共施設利用者への割引は考えていない。

なお、実証運行の結果により、運賃についても評価・見直しを行うことになるので、高齢者の割引等は、その中で状況を見て整理する。

(2) 連携計画の作成について

【見直し基準の表現を一部修正を行うことで、承認する。】

【意見・質疑応答は次のとおり。】

○運行ルートの見直し基準については、ルート変更とバス停の変更をセットに考えるのであれば、わかりやすい別の表現にしたほうがよい。

(3) 総合事業計画の作成について

【事業費を一部修正を行うことで、承認する。】

【意見・質疑応答は次のとおり。】

○総合事業計画の事業費は、仮に国費補助の金額が減少した場合、先に国の認定を受けた事業内容も変更が必要か。

→国費は見込額であるので、事業計画の認定後、仮に国庫補助が満額とならない場合も考えられる。優先的に進める事業内容は、必要に応じて見直すべきであると考えている。

なお、国が定めた計画策定に対する実施要領においても、必要に応じて事業計画を見直し、再度認定を受けるようにと書かれてある。

○国庫補助の減額分について、市が補填せずに計画内容を縮小するのであれば、関係者や利用者にあらかじめ十分に周知しておかないと、事業実施への要求が出てくることも考えられるため、その旨をはっきりと記しておくことが必要ではないか。

→事業費負担の基本的な枠組みは、国が1/2、残りが地域となっている。地域の負担は、全額市が負担するのではなく、交通事業者やその他団体等が実施される内容についての一定の事業費負担が行えるという内容である。

このため、地域の費用負担については、補助金の交付状況を見据えて関係者とも協議を行いながら、どの事業を進めるのかを協議会で議論したいと考えている。

○総合事業計画で示された主な事業と連携計画で示された事業に違いはあるか。

→基本的にはほぼ同じであるが、バス車両の確保は別の補助スキームを活用することになったため、総合事業計画とは別とした。

○単年度の事業費における地域負担分には、運賃収入も含まれるのではないか。事業内容によって、国が基本的に全額補助できるものや補助がないものもあるが、国庫補助の総額としては大きく変わらないので、精査にあたっては事務局とも協議を進めていきたい。

→事業費の精査については、近畿運輸局とも一緒に整理していきたい。

○総合事業計画の事業費等は、精査により変更の可能性があるか。また、今回確認する内容はどこまでなのか。

→事業費等については再度見直しを行うので、それ以外の内容を今回の協議会で確認していただきたい。

(4) 平成21年度事業計画及び収支予算の変更について

【原案どおり承認する。】

【意見・質疑なし。】

(5) 財務規程の改正について

【原案どおり承認する。】

【意見・質疑なし。】

(6) 実証運行事業者契約手法の決定及びバス車両の確保について

【原案どおり承認する。】

【意見・質疑応答は次のとおり。】

○いつごろ契約する予定か。

→契約は平成21年度内に行うことが国庫補助を受ける条件となっており、3月末に契約を行う。

○新たなバスのバス停は路線バスと同じ位置となるのか。

→半数以上のバス停は阪急バスとの共用である。

○安全面や万が一のリスク等を考慮すれば、随意契約とした経緯は理解できる。そこで、阪急バスに随意契約を受けるのにあたっての考え等を説明してもらいたい。

→阪急バスとして、新たなバスが200円均一で運行することにより、まずはバスに乗っていただくということで、トータルのバス利用者を増やしていくとの目的を持った実証実験であると認識している。

受託させていただいたのは、重点施策に位置づけられている「路線バスとの連携」との内容を真摯に受け止めているからである。

私どもは、近隣市においてコミュニティバスを運行させてもらっており、営業所も構えているので、万が一の場合には、営業所が連携して対応できる自信も持っているのです、よろしくお願ひしたい。

○基本的に事業者が複数ある場合はプロポーザル方式が望ましいが、箕面市の地理的条件、バス交通事業の状態、そして、特に路線バスとの連携が求められていることを考慮すれば、随意契約もやむを得ないとする。

→箕面市の地勢等も含めて判断した結果、実績等がある阪急バスと随意契約を行うこととした。

○運行に関しては、市が責任を持つことになるので、利用者や利用者以外の市民から要望・意見については真摯に受け止めて、バス事業者に伝わるようにしてほしい。また、この協議会で定期的に状況報告を行ってもらい、PDCAによる改善・見直しへ反映させてほしい。

→新たなバスの運営主体はこの協議会になる。市民からの要望のうち運行に関しては、直接阪急バスに連絡されることもあるかと思うが、それ以外の運行ルート等の運行計画内容については、協議会の場で議論していきたい。

○座席レイアウトについて、乗車人員は多いが座席数の少ない前向き仕様や、座席数の多い横向き仕様があるが、安全性等を考慮すればどちらが最適か。

→前向き仕様は若干着席定員が減少するが、今回の運行ルートの狭隘な道路や勾配のある道路等を考慮したら最適であると考えている。

(7) 新たなバス車両のデザイン及び愛称の募集について

【実施については、承認する。選考方法は、次回第6回協議会の議題とする。】

【意見・質疑応答は次のとおり。】

○将来広告等を掲載するために、広告枠を確保する必要があると思う。

○募集は、地域限定とはしないのか。

→応募者の地域は限定しない。広く応募を募るためである。

○全7台とも同じデザインにするのか。

→バスをルートごとに固定できないので、ルート別というのは困難である。全車両同じデザイ

ンにするのかについては、今後協議会で議論してもらいたい。

○子供であれば簡単にデザインを考えてくれるが、大人であれば愛称等を決めずに先にデザインだけを決めるのは難しいと思う。多くの方に応募してもらうのであれば、愛称募集を先に行ったほうが取り組みやすいと思う。

→デザイン募集と愛称募集を同時に実施すると、デザインは良いが愛称を変えたいとの意見が出てくることも考えられ、また、計画が出来上がってから、実際に走らせるまでの半年間に多くの協議・調整等が必要で、この期間を活かして市民に対して積極的なアピールを行っていくことが非常に重要かつ得策であると考えられたことから、デザイン募集を先行させることとした。

○車体のデザインは、小学生にイラストを描いてもらってその中から選んだり、プロに依頼して愛称の公募を実施したりと様々なケースが見られるので、箕面市の実情にあった方法を考えてほしい。

○デザインを決定するには、協議会委員のみで選考するのは困難なので、専門家に关与してもらうことも必要ではないか。

→次回の協議会に具体的な選考方法について提案したい。

(8) その他

【特になし。】

以上